

水道料金等徴収業務に係る公募型プロポーザル方式実施要領

水道料金等徴収業務の内容並びに同業務に係る公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）の各種手続、要件及び審査等の内容については、次のとおりとする。

第1 目的

この水道料金等徴収業務プロポーザル実施要領（以下「本要領」という。）は、徳島市上下水道局（以下「当局」という。）が水道料金等徴収業務（以下「本業務」という。）の包括委託を実施するにあたり、経費の削減及びお客様サービスの向上がより一層図れる提案並びに業務遂行能力に優れた者を本プロポーザルによって選定し、契約するために必要な手続きを定めることを目的とする。

第2 業務概要

1 業務名 水道料金等徴収業務

2 業務内容

(1) 業務範囲

窓口業務、開閉栓業務、検針業務、調定業務、収納業務、滞納整理業務、電算業務、夜間・休日窓口業務、その他関連業務

(2) 業務水準

別紙「水道料金等徴収業務要求水準書」のとおり

3 履行期間 令和6年1月1日から令和10年12月31日まで

（準備期間 契約締結日から令和5年12月31日まで）

4 予算概要等

この業務に係る予定価格（提案価格の上限）は1,216,920,000円（消費税及び地方消費税を含む。）となっていることから、業務委託料の積算にあつては、予定価格の範囲内とすること。

ただし、この業務に係る予算の減額、削除等があつた場合には、水準書等を変更し、又は中止することがある。なお、このことにより、本プロポーザル参加者又は受託候補者において損害が生じた場合にあつても、当局はその損害について一切負担しない。

第3 担当部局

〒770-0847 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 徳島市役所10階

徳島市上下水道局 お客さまセンター 業務管理係

電話 088-623-5691

FAX 088-623-1265

電子メール suido_eigy@city-tokushima.i-tokushima.jp

第4 参加資格要件

本プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次の全ての要件を

満たしていること。

(1) 徳島市の建設工事関係又は物品・役務関係の競争入札有資格者名簿に登載された者であること。

※未登録業者が参加する場合は、納税証明書、登記事項証明書、財務諸表等の書類の提出を求める。

(2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 公募の日から参加表明書提出日までの間に、徳島市の建設業者指名停止等措置要綱又は物品の購入契約等に係る指名停止等措置要綱による指名停止措置を受けている期間のない者。

(4) 公募の日から参加表明書提出日までの間に、徳島市暴力団等排除措置要綱による排除措置期間のない者。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(6) プライバシーマークの認定又は情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認証を取得している者。

(7) 平成30年4月1日以降に、給水人口15万人以上の水道事業体において、窓口業務、開閉栓業務、検針業務、調定業務、収納業務、滞納整理業務、電算業務及び夜間・休日窓口業務の受託実績を有し、かつ、本業務の履行に必要な人員を配置できる者。

(8) 共同企業体で参加する場合は、次の要件をすべて満たすこと。

ア 共同企業体のすべての構成員が(1)から(5)までの要件を満たすこと。

イ 共同企業体の構成員のいずれかが、(6)、(7)の要件を満たすこと。

ウ 共同企業体の構成員は、本業務に関して当該共同企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うこと。

エ 共同企業体の構成員は、単独及び他の共同企業体の構成員として本プロポーザルに参加しないこと。

第5 参加表明手続

1 参加表明書の提出

参加希望者は、次のとおり参加表明書及び資料（以下「参加表明書等」という。）を提出しなければならない。

なお、期限までに参加表明書等を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、本プロポーザルに参加することができない。

(1) 提出書類

ア 参加表明書（様式第1号）

イ 会社概要書（様式第2号）

ウ 受託実績表（様式第3号）

エ 財務諸表（任意様式）

オ 労働条件関係書類（任意様式）

カ 共同企業体協定書（様式第4号）（共同企業体の場合のみ。）

- (2) 提出期限 令和4年9月26日（月曜日）午後5時00分
- (3) 提出場所 第3に同じ
- (4) 提出方法 持参又は郵送による。郵送の場合は期限までに必着のこと。ただし、郵送する場合は、その旨を事前に担当部局に連絡し、配達記録が残る方法に限る。
- (5) 提出書類作成時の留意事項
 - ア 会社概要書には、公的認証の認定書及び損害保険証書等の写しを添付
 - イ 受託実績表には、受託実績が確認できる資料（契約書等）の写しを添付
 - ウ 財務諸表には、直近2年分の貸借対照表及び損益計算書を添付
 - エ 労働条件関係書類には、就業規則及び労働基準法第36条第1項に基づく協定の写しを添付

2 参加資格の確認等

(1) 参加資格要件の確認及び業務提案書提出要請

第4に定める参加資格要件に該当するか確認を行い、令和4年10月5日までに、次に掲げる事項を記載した確認結果通知書を通知する。あわせて参加資格要件を有する者に、業務提案書の提出を要請する。

- ア 参加資格を有すると認められた者には、参加資格がある旨及び業務提案書の提出を要請する旨
- イ 参加資格を有しないと認められた者には、参加資格がない旨及びその理由並びに所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

(2) 参加資格を有しないと認められた者は、その理由について、次のとおり書面（様式は任意）により徳島市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に対し説明を求めることができる。

- ア 提出期限 令和4年10月14日（金曜日）までの午前9時から午後5時まで（ただし、土、日及び祝日を除く。）
- イ 提出場所 第3に同じ
- ウ 提出方法 持参又は郵送による。郵送の場合は期限までに必着のこと。ただし、郵送する場合は、その旨を事前に担当部局に連絡し、配達記録が残る方法に限る。

(3) 管理者は、(2)の説明を求められたときは、説明を求めた者に対し理由説明書を通知する。

第6 業務提案書作成要領

業務提案書の提出を要請された者（以下「業務提案者」という。）は、次に定めるところにより業務提案書を作成し、提出するものとする。

1 提案内容

業務提案は、次の事項について提案すること。

- (1) 会社概要
 - ・経営理念、法令遵守の考え方及び取組状況について、説明すること。
- (2) 業務体制及び執行計画に関する企画及び提案
 - ・業務体制、業務執行計画、研修体制、地域貢献について、説明すること。
- (3) 業務実施及びサービス向上に関する企画及び提案
 - ・窓口業務、開閉栓業務、検針業務、調定業務、収納業務、滞納整理業務、電算業務、夜

間・休日窓口業務、その他関連業務について、説明すること。

(4) リスク管理に関する企画及び提案

・個人情報保護、危機管理について、説明すること。

2 業務提案書及び添付書類

業務提案書（様式第6号）は、次の書類を添付して提出すること。

(1) 業務提案内容がわかる書類（表紙以外は任意様式）

(2) 業務に係る事業費積算内訳（提案価格）

（提案価格見積書（様式第7号）、見積金額内訳書（任意様式））

3 記入及び作成上の注意事項

(1) 提案は、1者1提案とする。

(2) 原則としてA4判縦置き、横書き、左綴りで、両面印刷の書類とする。ただし、視認性に優れている場合は、一部を横置きとしてもよい。また、図表等は、必要に応じてA3判の片面印刷でも可とするが、A4判への折り込みとする。

(3) 正本の表紙には様式第8号を、副本の表紙には様式第9号をそれぞれ使用して、正本の表紙以外は会社名並びにロゴマーク及び営業所名等で会社名が特定される情報を記載しないこと。

(4) 表紙と目次を除いた各ページにはページ番号を付すこと。

(5) 書類は、ファイル等（A4縦、左2点綴じ）に綴じること。

(6) 提案価格は、提案価格見積書（様式第7号）を使用し、見積金額内訳書（任意様式）を添付すること。

ア 消費税及び地方消費税を除いた金額を記載すること。

イ 提案価格見積書は、費用の総額を記載すること。

ウ 見積金額内訳書は、年度ごとに見積金額の内訳を記載すること。

エ 提案価格見積書と見積金額内訳書は、同じ封筒（長形3号）に入れて封印し、封筒の表書きに業務名と会社名を明記すること。

4 提出方法等

(1) 提出期限 令和4年10月28日（金曜日）午後5時00分

(2) 提出場所 第3に同じ

(3) 提出方法 持参又は郵送による。郵送の場合は期限までに必着のこと。ただし、郵送する場合は、その旨を事前に担当部局に連絡し、配達記録が残る方法に限る。

(4) 提出部数 業務提案書（様式第6号）、提案価格見積書（様式第7号）及び見積金額内訳書（任意様式） 各1部

業務提案がわかる書類 10部（正本1部／副本9部）

5 業務提案書の著作権等の取扱い

(1) 業務提案書の著作権は、当該業務提案書を作成した者に帰属するものとする。

(2) 当局は、本プロポーザルの手続及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された業務提案書の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。

(3) 当局は、業務提案者から提出された業務提案書について、徳島市情報公開条例（平成19年条例第1号）の規定による請求に基づき、第三者に公開することができるものとする。ただし、当該法人等又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害

するおそれがある情報等は非公開となる場合がある。なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響がでるおそれがある情報については、決定後の公開とする。

第7 質疑応答等

(1) 参加表明書及び業務提案書の作成について、質問がある場合は、次のとおり質疑書を提出すること。なお、質疑がない場合、提出は不要である。

ア 提出書類 質疑書（様式第5号）

イ 提出期間 令和4年10月13日（木曜日）午後5時まで

ウ 提出場所 第3に同じ

エ 提出方法 電子メール又はFAXにより提出すること。

オ 質疑方法 件名に「質疑書：水道料金等徴収業務」と明記し、担当部局まで質問すること。その際の着信確認は、質問者の責任において行うこと。

カ 質疑内容 本プロポーザルの手続及び業務提案書の作成等に関する質問

(2) (1)の回答方法は、徳島市上下水道局ホームページ上に当該回答内容を公開するものとする。

第8 失格事項

次のいずれかに該当した者は、その者を失格とする。

(1) 参加資格要件を満たしていない場合。

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合。

(3) 実施要領等で示された、提出期限、提出場所、提出方法、書類作成時の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合。

(4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合。

第9 参加辞退

参加申込後、都合により参加を辞退する場合は、速やかに参加辞退届（様式第10号）を担当部局まで持参又は郵送により提出すること。ただし、郵送の場合は、その旨を事前に担当部局に連絡し、配達記録が残る方法に限る。

第10 業務提案の審査方法及び評価基準

1 審査会の設置

業務提案の審査、評価及び受託候補者の特定を行うため、水道料金等徴収業務プロポーザル方式事業者選定審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 ヒアリング等の実施

審査会において、提案内容をより理解するため、業務提案書に係るヒアリング及びプレゼンテーションを次のとおり行う。

(1) 実施方法

ア 1者ずつの呼び込み方式とし、1者の持ち時間は質疑も含めて計70分とする。

(ア) 業務提案書の説明 30分以内

(イ) ヒアリング 20分程度

(ウ) 使用機器等の準備及び撤去 各10分程度

- イ 業務提案の追加資料の配付は禁止するが、提出された業務提案書と同一の図案や写真を用いた説明用パネル等の使用は可とする。
- ウ プレゼンテーションの説明者は、補助者を含めて5人までとする。
- エ 欠席した場合は、業務提案書の審査、評価及び受託候補者の特定から除外する。
- オ 業務提案書の説明にあたり、プロジェクター等の機器を使用しても差し支えないが、機器等はすべて参加資格者において準備すること。

(2) 実施日時及び場所

令和4年11月14日から18日までの間で予定（詳細は別途通知する。）

3 評価基準

業務提案書及びヒアリング等により、次の審査項目について、別紙で示す評価基準（「水道料金等徴収業務プロポーザル評価基準」）に基づき審査及び評価を行う。

- (1) 会社概要及び受託実績
- (2) 業務体制及び執行計画
- (3) 業務実施及びサービス向上
- (4) リスク管理
- (5) 見積金額
- (6) 最低基準点 600点

4 受託候補者の特定

審査会において、各委員の評価点数の合計を加算し順位を付け、最も評価点数の高い者を審査会の合議の上、受託候補者として特定する。この場合において、同点の者が複数あるときは提案価格見積金額の安価な者とする。

ただし、最低基準点未満の場合は、受託候補者を特定しないものとする。

5 審査結果の通知

(1) 受託候補者を特定したときは、速やかに業務提案者全てに対し、次の事項を通知するものとする。

ア 受託候補者

イ 評価点数

ウ 業務提案者

エ 受託候補者の特定理由

オ 受託候補者にあつては、今後の契約手続の旨

カ 受託候補者とならなかった者にあつては、その理由及び所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

(2) 受託候補者とならなかった者は、その理由について、次のとおり書面（様式は任意）により管理者に対し説明を求めることができる。

ア 提出期限 (1)の通知があった日から7日以内までの午前9時から午後5時まで（ただし、土、日及び祝日を除く。）

イ 提出場所 第3に同じ

ウ 提出方法 持参又は郵送による。郵送の場合は期限までに必着のこと。ただし、郵送する場合はその旨を事前に担当部局に連絡し、配達記録が残る方法に限る。

(3) 管理者は、(2)の説明を求められたときは、令和4年12月9日（金曜日）までに説明を

求めた者に対し、理由説明書を通知する。

6 審査結果の公表

受託候補者を特定したときは、次の事項を公表するものとする。

- (1) 受託候補者
- (2) 評価点数
- (3) 受託候補者の特定理由
- (4) 審査の経過及び審査会委員

第 11 契約に関する基本事項

1 契約の締結

受託候補者と当該業務について速やかに水道料金等徴収業務要求水準書、業務提案書及びヒアリング等の内容に基づき契約条件等について協議の上、見積書を徴収し随意契約の方法により契約を締結する。

2 次順位者との交渉

契約交渉の相手方と協議が調わなかった場合又は契約交渉の相手方が失格事由に該当した場合は、プロポーザルにおいて次順位以下となった者のうち、評価点が上位であった者から順に契約交渉を行うものとする。

3 契約書作成の要否

要する。

4 支払条件

完了払いとする。

第 12 スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりである。

実施内容	実施期間又は期日
参加表明書の提出	令和4年9月5日から令和4年9月26日まで
参加資格要件確認結果通知及び 業務提案書提出要請	令和4年10月5日
業務提案書の提出	業務提案書提出要請日から令和4年10月28日まで
ヒアリング及び プレゼンテーション	令和4年11月14日から18日までの間で予定
業務提案書審査結果の通知	令和4年11月25日

契約締結	令和4年12月下旬予定
------	-------------

第13 その他

- 1 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- 2 参加表明及び業務提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- 3 提出された書類は返還しない。
- 4 提出された書類は、提出者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。
- 5 参加希望者又は業務提案者が1者の場合は、本プロポーザルを中止することがある。